○杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱

令和４年６月１６日

告示第１６６号

（趣旨）

第１条　この告示は、創業を支援することにより、雇用の創出及び町の活性化を図るとともに、杉戸町内における空き家・空き店舗の解消に資するため、空き店舗等において事業を開始する者に対し、予算の範囲内において杉戸町空き店舗等活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成１１年杉戸町規則第２２号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　創業者　事業を営んでいない個人又は当該個人が新たに設立する会社（会社法（平成１７年法律第８６号）上の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）若しくは設立する予定の会社であって、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２９９条に規定する開業の届出により新たに事業を開始する者又は開始予定の者で、空き店舗等を活用して事業を行うもの。ただし、その他町長が特に認めるものは、この限りではない。

(2)　移転又は事業拡大　町内又は町外において現在事業を行っており、移転又は事業拡大により、空き店舗等を活用して事業を行うもの。

(3)　空き店舗等　過去に店舗、事業所又は住居の用に供していた建物で、現在店舗、事務所、若しくは住居として使用されていないもの。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　小売業、飲食業又はサービス業を主とし、その他町の活性化に寄与すると認め

られる業種

(2)　事業を継続して２年以上行う予定であるもの

(3)　１週間のうち４日以上営業を行う予定であるもの

(4)　１日５時間以上営業を行う予定であるもの

(5)　事業を行うにあたり、必要な許可を受けている、又は受けられる見込みであるもの

(6)　空き店舗等の所有者以外の者が出店する場合は、当該空き店舗等について所有者と賃貸借契約を締結していること

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。

(1)　大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）の対象となる施設及び当該施設内のテナント型店舗に係るもの

(2)　フランチャイズ契約に基づく加盟店であるもの

(3)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める風俗営業であるもの

(4)　申請した年度内に開始しないもの

(5)　その他町長が不適切と認めるもの

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、創業者又は移転若しくは事業拡大により町内において新たに出店するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　創業者

ア　町内で開業、会社の設立又は新規事業を行うこと。

イ　補助金交付決定年度内に開業又は設立を完了すること。

ウ　町税等の滞納がないこと。

エ　資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有する見込みであること。

(2)　移転又は事業拡大により町内において新たに出店するもの

ア　町内で営業している店舗から空き店舗等へ移転することにより、移転前の店舗を空き店舗等としていないこと。ただし、移転前の店舗について出店者の責

めに帰さない事情等により空き店舗等となる場合は、この限りではない。

イ　町税等の滞納がないこと。

ウ　資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有する見込みであること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団に関係する者

(2)　空き店舗の所有者若しくは当該所有者の３親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者。ただし、事業開始に伴い、新たに所有者となったものは、この限りではない。

（補助対象経費、補助金の額及び補助期間）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助期間は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、町長が定める期間内に、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、別表に規定する補助対象経費のうち、店舗賃借料に限って申請する場合においては、第５号から第７号に掲げる書類の提出は不要とする。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　個人にあっては、住民票の写し、法人にあっては、登記事項証明書の写し（発行から３箇月以内のもの）

(4)　賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗等の使用の権原を確認できる書類

(5)　空き店舗等所有者の改装同意を確認できる書類

(6)　見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し

(7)　改修工事等をする場合にあっては、施工前の空き店舗等の外観及び内観の写真

(8)　現地案内図

(9)　その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第７条　町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書（様式第２号）又は杉戸町空き店舗等活用事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは条件を付すことができる。

３　町長は、店舗賃借料の補助金の交付決定をするときは、新規申請にかかる交付申請書に記載のある営業開始日の属する月の翌月から当該年度内の月について交付の決定をするものとし、翌年度の予算の成立をもって残月分の継続申請にかかる交付申請書の提出を求めるものとする。

（事業変更の承認申請）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、第７条の規定による申請の内容を変更するときは、変更しようとする日の１箇月前までに、杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

２　町長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは、杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業変更承認通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、事業計画に基づき補助事業を開始し、補助対象経費のうち店舗改修費については、その支払完了後、速やかに杉戸町空き店舗等活用事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1)　補助対象経費に係る契約書及び領収書の写し

(2)　改修工事等施工後の内装及び外観の写真

(3)　個人開業又は会社等の設立が確認できる書類（創業者の場合）

(4)　その他町長が必要と認める書類

２　補助事業者は、事業計画に基づき補助事業を開始し、補助対象経費のうち店舗賃借料については、その支払完了後、速やかに杉戸町空き店舗等活用事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

(1)　補助対象経費に係る領収書又は支払いを証明できる書類の写し

(2)　個人開業又は会社等の設立が確認できる書類（創業者の場合）

(3)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　町長は、補助事業者から前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉戸町空き店舗等活用事業補助金確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１１条　補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付請求書（様式第８号）により、町長に対し補助金の交付を請求するものとする。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第１２条　事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、速やかにその理由及び状況その他必要な事項について、杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業廃止等届出書（様式第９号）により町長へ届け出なければならない。

（交付決定の取消し）

第１３条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1)　この告示の規定に違反したとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　事業を継続して２年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この

限りでない。

ア　補助事業者が死亡したこと又は身体機能の一部を失ったことにより事業の継続ができない場合

イ　天変地異等により事業の継続が困難である場合

ウ　その他事業を継続できないことがやむを得ないものと町長が認める場合

(5)　第９条の規定による申請があった変更後の事業内容について、補助金の交付の目的を達成することができないと町長が認める場合

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第１４条　町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、杉戸町空き店舗等活用事業補助金返還命令書（様式第１１号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第１５条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第１６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年５月２日告示第１２５号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年１２月２０日告示第２５４号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月２１日告示第８１号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
店舗改修費（内外装工事費、建物付属設備工事費、看板設置工事費、設計費、その他町長が特に認めたもの。）	１／２	・５０万円（ただし、創業者の場合７０万円） ・町内に住所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項の規定に基づく者に工事を請け負わせる場合、６０万円（ただし、創業者の場合８０万円）	１回に限る
店舗賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。）	１／２	１か月あたり３万円	営業開始日の属する月の翌月から１年間

備考

１　算出した額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

２　店舗賃借料の補助金については、創業者に限る

様式第１号（第６条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付申請書

年　　月　　日

杉戸町長　　あて

住　所
申請者　氏名又は名称
連絡先

杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　申請区分　　新規申請　／　継続申請

２　補助対象経費　　改修費　　金　　円
　　賃借料　　金　　円
　　（　　年　　月分から　　年　　月分）

３　補助金交付申請額　　改修費　　金　　円
　　賃借料　　金　　円

４　補助事業の内容

５　添付書類
（１）　事業計画書
（２）　収支予算書
（３）　個人にあっては、住民票の写し、法人にあっては、登記事項証明書の写し（発行から３箇月以内のもの）
（４）　賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗の使用の権原を確認できる書類
（５）　空き店舗等所有者の改装同意を確認できる書類
（６）　見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
（７）　改修工事等をする場合にあっては、施工前の空き店舗等の外観及び内観の写真
（８）　現地案内図
（９）　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

杉　第　　号

年　　月　　日

様

杉戸町長

杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった杉戸町空き店舗等活用事業補助金の交付について、次のとおり交付決定したので、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

１　補助金交付決定額

改修費　　円

賃借料　　円

（　　年　　月分から　　年　　月分まで）

２　その他

様式第３号（第７条関係）

杉　第　　号

年　　月　　日

様

杉戸町長

杉戸町空き店舗等活用事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった杉戸町空き店舗等活用事業補助金の交付について、次のとおり不交付の決定をしたので、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

１　不交付理由

２　その他

様式第４号（第８条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業変更承認申請書

年　　月　　日

杉戸町長　　あて

住　所
申請者　氏名又は名称
連絡先

年　　月　　日付け杉第　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、事業内容の変更が生じたので、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり申請します。

記

変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備　　考		

※事業内容の変更について、その内容がわかる書類を添付すること。

様式第５号（第８条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業変更承認通知書

年　　月　　日

様

杉戸町長

年　　月　　日付けで申請のありました補助事業の事業内容の変更について、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により下記のとおり承認したので通知します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">変更理由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式第６号（第９条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金実績報告書

年　　月　　日

杉戸町長　　あて

住　所
申請者　氏名又は名称

連絡先

年　　月　　日付け杉第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　改修費　　金　　円
　　賃借料　　金　　円

２　補助対象事業費　　改修費　　金　　円
　　賃借料　　金　　円
　　（　　年　　月分から　　年　　月分まで）

３　収支決算書　　別紙のとおり

４　事業の具体的な取組内容

５　事業成果（概要）

様式第７号(第１０条関係)

杉戸町空き店舗等活用事業補助金確定通知書

杉　第　　号
年　　月　　日

様

杉戸町長

年　　月　　日付けで申請のあった事業実績報告書等により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

１　補助金の額　　改修費　　金　　円

賃借料　　金　　円
(　　年　　月分から　　年　　月分まで)

様式第８号（第１１条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付請求書

年　　月　　日

杉戸町長　　あて

住　所
申請者　氏名又は名称　　印
連絡先

年　　月　　日付け杉第　　号で補助金の額の確定通知を受けた補助金について、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第１１条第１項により、下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求金額　　金　　円
２　振込先

金融機関名	支店（本店）名	種　別	口座番号
フリガナ 名　義			

様式第９号（第１２条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金事業廃止等届出書

年　　月　　日

杉戸町長　　あて

住　所
申請者　氏名又は名称
連絡先

年　　月　　日付け杉第　　号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、事業を廃止（中止）したいので、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第１２条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

届出区分	廃止　／　中止
廃止（中止）の理由	
交付済補助金額	円
備　考	

様式第１０号（第１３条関係）

杉　第　　号

年　　月　　日

様

杉戸町長

杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付決定取消通知書

次の理由により杉戸町空き店舗等活用事業補助金の交付決定を取り消すこととしたので通知します。

１　取消しの理由

２　取消しの内容

様式第１１号（第１４条関係）

杉戸町空き店舗等活用事業補助金返還命令書

杉　第　　号
年　　月　　日

様

杉戸町長

年　　月　　日付けで交付した杉戸町空き店舗等活用事業補助金について、杉戸町空き店舗等活用事業補助金交付要綱第１４条の規定により、次のとおり返還を命じます。

交付済額	円
返還命令額	円
返還期限	年　　月　　日
理由	